

平成24年2月7日

平成24年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成24年第1回(2月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成24年2月7日(火)午前10時27分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 な し

欠 員 な し

傍 聴 14名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事 谷 下 泰 久
副 町 長 中 口 守 可	しあわせ創造部理事 岡 本 茂
教 育 長 笠 間 光 弘	会計管理者兼理事 淵 原 義 仁
総務部企画部長 兼財政改革部長 白 井 保 二	直轄副理事 保 井 太 郎
直轄理事兼総務 企画部理事兼財中 村 光 延	総務企画部副理事 中 田 道 徳
しあわせ創造部長 芦 田 貴志雄	税 務 課 長 萬 谷 茂
都市整備部長 末 原 光 喜	産業振興課長 河 合 敦 巳

水道事業理事 南 康 明

教育次長 古 谷 清

危機管理監 亀 崎 義 夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 入 口 博 行

議会議務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成24年2月7日（1日間）

○会議録署名議員

13番 和 田 勝 弘

14番 辻 下 正 純

議事日程

日程1

会議録署名議員の指名

日程2

会期の決定

日程3 議案第1号

平成23年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件

(午前10時27分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時27分です。

全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。13番和田勝弘さん、14番辻下正純さん、以上の2名の方をお願いいたします。

○川端啓子議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日2月7日の1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、2月7日の1日に決定いたしました。

○川端啓子議長 日程3、議案第1号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 日程3、議案第1号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件につきまして、その概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、固定資産評価に関する訴訟経費及び海釣り公園整備事業に係る経費をそれぞれ計上するものでございます。

まず、本町を控訴人とし、南海電気鉄道株式会社を被控訴人とした固定資産評価審査棄却決定取消請求控訴事件につきましては、平成24年1月27日に大阪高等裁判所で判決の言いわたしがありました。

この高裁の判決内容を地裁判決の内容と比較いたしますと、ゴルフ場の評価額につきましては、本町の主張がより認められた内容に変更されましたが、遊園地の評価額につきましては、地裁判決と同様に、本町の主張が一部しか認められておりませんが、本町といたしましては、大阪府の助言内容及び担当弁護士の意見等を踏まえまして、積極的な対応策である最高裁への上告は行わない予定でありました。

しかし、その後、訴訟の相手方である南海電鉄株式会社から上告手続を行う旨の申し出がありましたので、この上告手続に附帯して高裁判決について本町にとって有利となるよう変更を求める附帯上告の手続に必要な経費を計上するものでございます。

次に、海釣り公園（とっとパーク）につきましては、平成19年10月の開園以来多くの釣り客に来園をいただき、また、併設いたしております「道の駅」につきましても平成21年3月の開設以来にぎわいを見せているところでございます。

来園者数は当初の計画に比べると大きく上回る状況ではありますが、一方では、平成21年度をピークに来園者は減少傾向を示しております。

また、この海釣り公園の経営状況につきましては、開園当初の黒字状況から、徐々に経営改善を要する状況になっております。

このような状況を踏まえ、来園者へのサービスの向上、利用者満足度を高めるために、展望デッキ及び釣り桟橋の中間付近に休憩施設の整備を予定し、こうした施設整備を通じて一層の魅力ある施設を目指すことで来園者の増加や経営状況の改善につなげたいと考えております。

なお、事業主体は本町の厳しい財政状況を考慮して指定管理者とし、本町は海釣り公園管理基金を財源に、施設整備事業費を補助対象とした補助金を支出するものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,167万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの、第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

町税といたしまして、町民税の個人所得割といたしまして103万5,000円を計上いたしております。

繰入金といたしましては、海釣り公園整備事業に充当するための海釣り公園管理基金繰入金3,000万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、最高裁判所に対して附带上告手続に係る顧問弁護士委託料103万5,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、指定管理者に対する海釣り公園整備事業補助金3,000万円を計上いたしております。

続きまして、6ページをご参照願います。第2表繰越明許費をごらんください。

翌年度に繰り越しが見込まれる事業といたしまして、海釣り公園整備事業につきまして、ごらんの金額を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 過日から2常任委員会で委員会の協議会を開催して若干の説明をいただいたんですけども、その経緯の中で、本日やっと中身に入った質疑に入れるということで、聞くべきことは質問したいと思います。

総務委員会協議会におきましても、先ほど説明いただいた最高裁の判決内容を報告受けました。しかし、当町は積極的な上告は行わないという方針のもとでおったわけですけども、先ほどの説明のとおり、南海電鉄が上告手続をするとの申し出があったので、残念な結果になったんですけども、しかし本件には背景が、歴史的なものがありまして、ちょっと余談ですけど説明しておきます。

前町長の時代におきまして、平成19年、南海電鉄からの思惑に乗り大阪府ゴルフ場の都市公園条例を外したことから使用料の部分、今まで条例を掛けているときは使用料としていただいていたわけですね。これ、本来適するのかわからないのか、それは当時の判断でやったんですけど、その条例を外したことによって使用料から当然固定資産税を課税しなければならないということが要因で訴訟が発生した歴史がございます。前町長の当時の問題でございます。

しかし、そういうことやからと放置するわけにいきません。やっぱり現在の町長も、町長になられたんですから、引き継ぎを当然していただいて、今まで地裁等々で闘ってきていただいたんですけども、しかし、当時は地裁では、間違ったらごめんなさい、9対1という余り好ましく

ない判決をいただいたと。

しかし、今回、鋭意担当課の職員さんも頑張っていたいて、高等裁判所に上告して、今回、五分五分の痛み分けというような形で勝利を得たということで安心しておったんですけども、先ほど部長が説明したとおり、金曜日の午後、相手方から最高裁に上告する旨の申し入れがあったということで、町としては積極的な動きをしないという形でおったんですけど、やっぱり売られたけんかは受けて立つべきものであって、そういうことで今回の補正予算となったんですけども、やはり町としては受けた以上は毅然とした態度で、やはり住民のためにこれから担当部長も大変ですけども、ご苦勞掛けますけれども、最高裁で闘っていただきたいという私の意見を述べておきます。

これは、私は当然売られたけんかは買うべきだと。そして、最後には最終、最高裁で決着つけると。町長以下、全員、本当にご苦勞ですけども、一つ住民のために鋭意頑張っていたきたいと、かように思います。

さて、次の部分ですけども、今回もこの補正予算の上程に当たり、またぞろ抱き合わせの審議の上程でございますので、今回限りでそういうような議会に対する上程のやり方をやめていただきたいと、要望にとどめておきますけれども、一つお願いしたいと思います。

まず、海釣り公園の問題ですが、これも歴史がございまして、前町長の当時にそういう海釣り公園条例を設定された。ということで、因縁か何か知りませんが、この海釣り公園条例の事業委員会協議会で見せていただいたこの資料をきょうまで見せていただいて、僕なりに勉強したんですけども、別にこの事業が駄目ですとか、そういうことは僕は言っておりません。ただ、こういう歴史があったということを今現在申し述べてから私の意見なり質疑に入りたいと思います。

これは、海釣り公園を設置するに当たって、私が過去質問した部分ですけども、やはり、こういう道の駅、一体型の海釣り公園、道の駅をするのであれば、どれだけ府道加太港線に通行車両があるかということのデータをお尋ねしたわけですね。

そうしたら、いろいろ数字を出していただいたんですけども、津山医院の前まで6, 707台が通っているということで、本当に海釣り公園の前の道路を6, 707台が通っているのかと確認したら、実は津山医院の前までのデータです。なぜかと言ったら、土取りに関する車両の搬入の部分のデータを示されたわけです。それでは駄目だと、僕、かなり指摘したんですけどね。

ということで、やはり何をするにも、事業するにもやっぱりいろんなデータをとってしなけれ

ば思いつきで何でもかんでも事業をすれば、必ず不幸な結果になるということを警鐘したはずで
す。

ということで、海釣り公園条例の制定の部分において、私は担当の部長と当時の町長に質問い
たしました。担当部長と言ったらわかると思いますけれど。結局、私は町長に何でもする勇気と
やめる勇気があるわけですねと。そして、今回の条例制定には町長、前町長ですよ、前町長、ど
ういう判断しますかと言ったら、やはりやりますということで、それが発端で公園条例の審議で
可決されました。その記憶がございます。

そして、担当部長にも当然、これは採算性が取れて事業として経営していけるかと申し上げま
したら、結局、これは赤字になりません、黒字ですということですので、そうかと確認したら、
近隣の下津の部分については黒字ですということで、かなり見えを切って、もし赤字になればど
うするんだと。町民の税金で補てんは許しませんよと僕が質問したことあります。絶対になりま
せん、黒字になりますということで、お二人の判断で今日までまいったわけですね、海釣り公園
の運営。指定管理者にもお願いしてやっておったと。

指定管理者は鋭意努力して営業を続けていただいたと思うんです。しかし、僕が前段に言った
交通量の調査、集客力があるのかということと、そして、現在も事業委員会協議会の資料を見せ
ていただいたら、入園者が減っているんじゃないかというふうなふえてるんです。ふえてるけれど、経
営が、収益がまいちだということ。

何か要因があるかということですね。やはり、指定管理者も鋭意努力されているけれども、町
として、やはり年間、年に一度事業報告、収支報告というのは当然指定管理者としたら報告すべ
き義務があります。

ということで、それは今まで今日どうなっておったのかなということをまずお聞きしたいと思
うんです。そして、これは当時の委員会の委員長報告の部分、私、再度、今、見直しているん
ですけども、海釣り公園の採算が取れなかった場合の計画について、ただしたところ、採算取れ
ない場合は想定していないと、かなり強気な委員長報告ですね。

そして、特別委員会の委員に対する説明、報告がおくれたのはなぜかというただしに対して、
調整が混乱したこともあり、資料提出がおくれていました、大変申しわけなく思っていると。現
段階の条例案には料金設定の規定はなく、今後、指定管理者の導入などあらゆることを模索して
赤字施設とならない検討を重ね、改善に向けて準備をしていただきたいとのことでした。そうい
う、自信を持って出発されているんですよ。それはいいとして。

そうしたら、今日、今度、そういう経営が成り立たない状態であるから集客するにはどうした

らいいかということで、今回出していただいた部分について、町が補助金を出すと。補助金3,000万円ですか。これは収益の中からの一部で今後のメンテナンスの部分に向けて基金を積み立てていただいている、この部分でその補助金を出して、その後の足らずについては指定管理者の方からの出資によって5,000万円事業化すると。

これについては別に問題ないんですけども、ただ一つ心配なのは、まず補助金等の交付規則ってあるはずで、岬町には。補助金出すには何でもかんでも出すのでは駄目ですよと、こういう規則がありますということを確認したんですけども、これは補助金等の額等。これは第4条ですか、町長が定めるになっていますね、金額等については。

そういうことで定めて、交付の申請、交付の決定、この部分についてそういうふうな作業をされたのかと、その補助金を今回出すに当たってね、その辺、お答えいただきたい。根拠ですね、補助金として出す根拠はどういうことか。それで、根拠のほかにこういう手続はされたのかというこの部分について補助金等の規則がございますのでね。

これをするに当たり、当然、町単独ではないと思うんですけどね。やはり、大阪府なりには相談、指導を受けるはずと思うんですけども、間違っていましたらごめんなさい。もし、相談なり指導を受けるなら、どの部署で受けて、どの方の指導を受けたかということをもまずご答弁願いたいと。

そして3点目に、過日の事業委員会協議会でちょっと写真とかパンフレットを見せていただいて、この建設物というか構築物は特許のものですばらしいということを担当部長が説明してくれたんですけども、何で特許でなきゃいけないのかということをご答弁願いたいです。まだ、これ審議に入っていないのにね、説明のときにこの部分でなかったらいかんということをお私、事業委員でないので傍聴として拝見しておったらそういう、これありきで説明されたので、どれだけすばらしいものかの説明をいただきたいということをお願いしたい。

これは、恐らく事業主体がどちらかまだご答弁いただいていないんですけども、町がその事業を発注するのか、それとも先ほど申し上げた業者が発注するのか、入札制にするのかという、やはりいずれにしても公正、公平な発注をしなければならないと思うんです。その部分についても説明をしていただきたい。

そして、それが法的に抵触しないと、4点目ですけど、抵触しないと。ならば、この改修工事を着手して新設された休憩所ですね、設備というか、その所有権はどうするかということです。その部分、今度、指定管理者ですから、指定管理者、次、また平成25年ですか、また公募して選定のときに、不幸にしてその業者が外れた場合、その建設物は本来なら当然出資していた

だいた業者のものですけれども、しかし、指定管理者には管理者のそういう条例なり規則がありますので、当然、世間一般では市町村に帰属するというのが建前でございます。ですから、その建前をするに当たってのそういう協定書に署名されて、事前にそういうお話が済んでいるのか済んでいないのか、ということのご答弁と。

そして、この休憩室を設置されて運営して、何らかの瑕疵があった場合、瑕疵というか事故があった場合、この事故があった場合には、その責任はどなたが負うのかということも、それは当然はっきりしていなくては、これから営業するに当たり、やはり、幾らそういう趣味嗜好でアウトドア的なスポーツ、遊びであっても、やはりお客さんの生命、身体を守って営業するのがやっぱり当然の責務ですので、この4点の部分と、そして、最後になりますけれども、指定管理者が行う業務ってどんなものですかと、それをご答弁をお願いしたいと思います。指定管理者とはどういう仕事をするのかということですね。

私、岬町海釣り公園条例等を見ていましたら、第1条から設置、2条は施設、そして4条が指定管理者が行う業務と、第4条ね。5項まであるんですけれども、この部分について、今回の事業について指定管理者が行う業務かということも、これも一つあわせて、えらい盛りだくさんで悪いんですけれども、ご答弁願いたいと思います。

なぜかと言いますと、やはり、そういうところまで詰めて、やはり岬町の地域振興のために頑張っていたかなければなりませんので、当然、こういうことを詰めておかないと、やはり岬町発展のためにならないと思いますので、一つよろしくご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対して答弁お願いいたします。

白井部長。

○白井総務企画部長 私のほうから、補助金関係のご質問をいただきました、その点につきまして回答させていただきます。

まず、海釣り公園でございますけれども、これは公の施設として、当然町の施設ですので、今回ご提案させていただいています休憩施設等につきましては、本来、町が事業主体となって設置するのが本筋でございます。

しかし、本町の厳しい財政状況等を踏まえましてなかなか事業に着手できない状況にあったところ、指定管理者のほうからの申し出によりまして、事業主体につきまして指定管理者にお願いしたところでございます。

その際に、その事業費に係る経費につきまして財政支援の要望が出たところでございます。それを受けまして、本町といたしましては財政支援の方法なんですけれども、いろんな方法を検討

させていただきました。

まず、その支援の方法、支払い方法といたしましては、指定管理者制度を導入しておりますので、当然、指定管理料としてお支払いする方法で財政支援するのか、また補助金として支出することも可能ではないかということで検討させていただきました。

まず、指定管理料につきましては、現在の指定管理者と本町の間にあります協定書では、指定管理料を支払わないという形の規定がございますので、指定管理料として支出するのは問題があるということがございます。

それを受けまして、補助金の方法につきまして検討いたしまして、補助金といたしましては地方自治法の規定がありますとおり、公益性のある事業については補助ができるとなっております。具体的に海釣り公園につきましては本町は観光振興を重要な施策として位置づけしております。この海釣り公園施設は観光振興の拠点として、今回の施設整備につきましては当然公益性を有する事業であると位置づけできますので、これに要する経費を補助対象として補助金を支出することは可能であるという形の判断をいたしまして、そして最終的に補助金として支出することに決定した次第でございます。

こうした経緯を踏まえまして補助金を、今回支出に係る補正予算をお願いしているわけなんですけれども、この具体的な支出方法につきましてはご質問ありましたとおり、補助金の交付規則がございます。これは一般の補助金の支出に関する一般的なルールを定めたものでありまして、具体的な補助金につきましては、各個別にその事業ごとに補助要項を作成いたしまして、補助対象経費とか補助金額、補助割合等を定めるものでありまして、今回の海釣り公園整備事業に係ります補助金につきましても担当課のほうにおきまして補助要項を作成したところでございます。

それともう1点、補助金の支出についてのこのような相談の部署でございますけれども、これにつきましてはいろいろ法解釈等ございまして、大阪府のほうとも協議させていただきました。

具体的に助言いただきました部署等につきましては、大阪府の総務部の市町村課でございます。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 まず、田島議員のご質問の中、順次説明していきたいと思っております。

まず報告の件でございますけれども、指定管理者より報告は受けております。

内容につきましては、来園者数並びに物販の収入、最終的には会計報告ということで決算の報告書、損益計算書、貸借対照表などの決算資料をいただいております。

それと、特許の件でございますが、これはこの会社については、もともと世界特許というものを取得しております。日本における特許を取った会社がこのドームハウスの会社でございます。

これは、詳しい説明はちょっと省きますが、発泡スチレン、ポリスチレンという形で、建設用構造材としては鉄とかコンクリートとか木材とかございますが、第4の構造材として国土交通省の大臣認定を受けております。したがって、この取得したのが日本でこの会社だけになっているという状況でございます。

それと、所有権の問題なんですけれども、当然、所有権については建設者が指定管理期間中は指定管理者が持っております。しかし、指定管理期間が終われば、当然、町に帰属する、町の所有物になるという予定になっております。

また、協定書については、先ほど白井部長の説明にありましたように、これから結ぶ予定。その内容を盛り込んだものを予定しておりますし、また、建築確認の申請を出す場合には、備考のほうに我々もその要件を付して掲示をするという予定をしております。

あと、事故の場合の責任問題ですね。現在、指定管理者のほうでは年間100万円を超える保険料を支払って来場者の万一の事故に備えて保険契約をしております。今回ご質問のこの物件についての瑕疵の問題については、当然、指定管理者が選定を行い発注をしますので、指定管理者が責任を持つということになります。

質問内容は一応……。

○田島乾正議員 いえ、指定管理者が行う業務。

○末原都市整備部長 指定管理者は今回、今まで釣り桟橋のメンテも当然含まれておりまして、指定管理者からの提案書の中には常時来園者の安全を確保するための小規模な施設改善、また修繕、通常の道路に不法駐車が、たくさんの方が来られますので、その場合、道路にとめて交通の支障になる場合、そういう交通処理も含めて指定管理者が行うと。そのような形で対応させていただいています。

したがって、指定管理者のほうで先ほど採算性の話も出たんですけれども、ちょっとご説明しておきますと、平成21年度についてはトータルで赤字が出ております。この件につきましては、前年までの来場者のいろんな苦情というのか、もっと改善したらどうかということをもとめてやったために、この平成21年度については少し赤字になっております。

しかし、その後、経営改善を行うことによりまして、来場者は少し減少ぎみではありますが、改善されていると理解しております。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 質問した部分についてご答弁いただきました。

補助金等については、公益性とか観光振興のためという、そういう部分の補助金の運用という

ことですね。そして、この事業について府の指導も受けているということであれば間違いないと私なりに判断はします。

あと、この3点目、4点目についてご答弁いただいたんですけども、建築物、構築物の部分について、国交省の認定を受けているということであるんですけども、だからといって、認定を受けているから先般、事業委員会協議会の傍聴席でこれを見せていただいたんですけど、これありきで発注するんですか。これ、やっぱり競争心理が働いてないんですね、こういう部長が説明するということは。

やはり、町の3,000万円の補助金を運用しているんですよ、公の金を使っている事業ですから。そこをちょっと慎重に考えていただかなければ、本当に透明性に欠ける、本当に大変なことになるかもわかりませんよ。その部分を一つこの場を借りて指摘をしておきます。でないと、おかしいということで。

発注は、これは町の施設ですわね。本来なら町が発注すべきと思うんですけども、私、不勉強なのか、今の答弁では管理者が発注するというご答弁をいただいたんですけど、これは別によろしいんですかな。私も不勉強ですけども、可能であるのか、ないのかの再度ご答弁をいただきたいと思います。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 まず、この部材の問題でございまして、指定管理者はこの場所について、日本で初めて建設するということで、非常に耐久性、耐火性、重量ですね、特に。重たいものを載せないかと。また潮風、潮水、当然、風も非常に強いところになりますので、風に対する力があるのかということで、いろんな検討を行ったと聞いております。

その中で、ちょっと特徴的なものにつきましては、このドームハウスについてはホテルに使っている、人が居住するのに使っているものもございまして、あと、農業ファクトリーということで、そういう生産性を高める、内部が非常に発泡スチロールで覆われていますので、温度差が少ない。非常に熱効率もいいので、少しの熱によって温めることによって中が保温される、また冷房効果が高いと。あと、特徴的なことにつきましては、災害関連の倉庫の備蓄、そういうような形で全国いろんな、54カ所このようなドームの施設が進められております。このような実績から、この建物が適しているという形で判断したと聞いております。

発注につきましては、先ほど白井部長のほうから補助金を出すことには問題はないということで説明させていただきましたが、この基本的な管理協定につきましては、先ほど管理者のほうで修繕、小規模な建設、その辺、いろんな部分については町の承諾を得て管理者が発注してもよい

という協定を結んでおります。

そのような形を準じまして、今回、町は行財政の推進中でございますので、町が一般財源を支出して5,000万円という金でやりますと町の財政に与える影響が非常に大きゅうございます。したがって、町のほうは補助金を3,000万円出し、指定管理者のほうは独自で2,000万円を出しまして、トータル5,000万円の建築物を建設するという予定でございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 もう質問3回目ですので、質問はないんですけども、物の発注について、私はやはり町が発注しなければという考えで、なじむかなじまないか質問したんですけども、部長はこの発泡スチロールの物の説明ばかりでと思ったんですけども、これは白井部長が補助金等の運用についてなじむような言い方をしたという部長が答弁していますので、それは信用しておきます、この場で。

あと、もう一つ、この事業がうまくいってもらわないと困りますので、最終的な物が町に帰属するという協定をまだ結んでいただいていないということで、早急にこれ結んでおいてくださいよ。でないと、やっぱり相手方もそんなことではいかんと。1,000円、2,000円出しているのと違うんやと。やっぱり、そういう損失をわしも困るわということになったら困りますので、当然、指定管理者制度でいえば、管理者が行ったその部分については町に帰属すべきってうたってますので、それは必ず指定管理者に説明を十分して、理解していただいて、協定を早急に結んでおいてくださいよ。やはり大きな金を執行するんですから、今、お金のない時代にね。それ一つお願いしたいと思います。

最後に、町長になるんですけど、この事業について、本当に大きな地域振興のための大きな事業ですね。これ、単なる図書館とか小さな、うちも指定管理者あるんですけども、これ、なじむのかなと。本日の予算審議に当たって、指定管理者制度はなじまんの違うかと。例えば、これ本来委託業務をすれば、そうしたら町としても大変な制約、規則もクリアできて、業者も安心して事業できると思うんですわ。

ということで、この指定管理者制度を一度委託業務という、事業を見直したらいかがかいなどいうことを私、個人的に意見持っていますので、町長、その点、今後、将来に向けてそういうことはできないのか。できるのであれば、早急にそういう委託業務の事業に進んでいただいたらこういう問題が起きてこないと思うんです。一つ、地域振興のためにしていただかなければ。

何も町長がやった事業違いますよ、本件も前町長がやった事業で、今となっては後戻りできませんので、やはり地域振興のために町長の叡智を立て直して、この海釣り公園を存続できるよう

に一つ町政をしていただきたいと。これ、最後ですけれども、要望して町長のご答弁をいただきたいんです。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 いろいろとこの問題についてご討議していただいて、本当にありがとうございます。

本来なら、委員会に付託させていただいて、そこで十分議論を尽くしたいという思いであったのですが、先ほど、担当部長二人が説明しましたように、緊急を要する事業だと。もうこの事業については、昨年1年間かけて検討に検討を重ねてきております。

そんな中で、先ほどおっしゃられた疑問の3点等でございますけれども、まず、もう3回ご質問なさっていますので、私のほうから質問漏れについての答弁をさせていただきます。

まず、なぜこのメーカーでなくてはいけないのかというのは、本来なら入札をする、それが原則でございます。しかし、今回については、あくまでメーカー特許でございまして、それに対する相手がいないということで、やむなく。そして、軽量であって栈橋になじむということから、一応メーカーとしての選定をさせていただいたということが事実でございます。入札にはなじまないのではないかという経緯があって、今回このメーカーを選定させていただいています。

これは、あくまで指定管理者の方でいろいろ調査した結果を我々が先方から説明と報告をお聞かせいただいております。そのことを申し上げておきます。

それから、先ほどの、これが指定管理者になじむのかなじまないのかという問題ですね。これについては、確かにご質問のとおりでございますけれども、当初、平成19年の開所に当たって、指定管理者をお願いするときにいろいろ選定方法があったように資料が残っております。

その資料の内容によりますと、まず確認書が交わされております。この確認書については、まず海釣り公園の区域内で操業を行う、漁業組合さん、またその中の組合員さん等に対して万全な理解を得る、つまり、第2期工事に伴う小島対策、騒音対策という一つの問題から海釣り公園の設置ということを地元から要望されて、それを行政、議会ともども一緒になって検討した結果、海釣り公園の設置と開所に当たって、その協定の中でまず漁業組合の漁業権を侵害しないということが1点、簡単に申し上げますと、そういうことになっております。

それともう1つは、地域と一体になって漁業組合または地域、そして町、そういった地域と一体になり共存共栄を図っていくという協定書です。さらにもう1点は、一番私どもがとらえていなければならない同じ協定書、別の協定書なんですけれども、同じ日時に協定をしており、この中で、先ほど申しましたとおり、地域の活性化や地域と一体となった管理運営ができることと、乙と共存共栄できる事業者、乙というのは小島漁業組合でございます。そこと共存共栄ができる

という、これが条件になっていますので、私は本会議場でこういうことを言うのはいかがかとは思いますが、今後の議会の理解を得るために、これが指定管理者、つまり全体にプロポーザルをかけてやるべき管理かどうかということについては少し時間をかけて検討する必要があるんじゃないかなと思います。つまり、これは指定管理者になじまないのではないかなという考えを持っております。

来年3月で一応現在の管理者の期限が満了します。それまでにどういう方法でやっていくかということを十分検討してまいりたいと、このように思っております。

最後に詳しいことは担当の方から説明させますけれども、今回、これについては相当私も神経を使って、どのようにしたらこの採算性が取れていくのか、そして地域振興が図れるのかということ各担当とも十分相談し、また管理者ともお話をさせていただきました。

やはり、釣り人口が増えるにつれて人件費がかなり必要になってきます。最初の2万人くらいの計画からして、6万人も入っているのになぜかと議員さんが疑問を持たれるのも仕方ないと、私も思います。

ところが、釣り客が増えれば増えるほど、それだけの設備費用もかけていかなくてはいけない、人件費もかけていかなくてはならないということであり、経費の内容を見ますとそれなりにかかっているということです。例えば、今一たん締め切って釣り客がいる状況で、その釣り客が終わるまでの間待つ場所がないものですから、皆さん車に乗って並んでおられます。それにより何百メートルも今の小島の府道加太港線に並んでいるため、警察の方から注意、警告を受けたこともあったとお聞きいたしております。

そうなった場合に、お客さんが帰ってしまうという一つの不利益な面がありまして、そういったことを防ぐために、そういった待っておられる方が休憩をしながら釣りの順番を待っているということが必要です。それから、議会でも、議員さんから一般質問を受けておりましたとおり、道の駅でありながら、それなりの物産店が小さいのではないかと、物を売る場所がないのではないかとご指摘を、これも他の議員さんからも質問を受けました。

それを受けて、確かに今の道の駅の売店では、地元の土産を売って釣り以外の収益を上げることは非常に難しいとの判断のもとで、私はやはり今の道の駅、奥にある棧橋のところに管理者が言われているように、ドーム式の休憩施設をつくることとその待機時間の解消になるのではないかなと、このように感じましたので、高額な補助金ですから、はっきり申し上げて、これは将来のメンテナンスに使う積立金ですから、これを取り崩すということは今後、この施設が老朽化するにつれてどうメンテナンスするのか、町の負担はないのかというおしかりを受けると思います

けれども、現在の500万円という、指定管理者の方から毎年入金していただいている金額、これを700万円としていただきます。700万円入れていただいて、当初の計画の年数はちょっと忘れてしまいましたけれども、その年数にきちりとなるように、そういった基金計画も立てております。

あと、利益の10%ですけれども、その10%について、その中で、できればその500万円のうち、次に200万円をですね、それをまずそこへ積み立てて、それから、もしこれをやることによって利益が上がった場合は、管理者と相談をさせていただいた上で利益の応分を、また、その200万円の追い打ちをかけた分の中に、また検討してもらおうという話も進めております。

要するに採算が取れないと、管理の基金も積んでもらえない、将来のメンテナンスもできないという心配もありますから、どうしても海釣り公園については採算を取っていただき、そうして経営改善もやっていただく、そういうことについては指定管理者と我々町が一緒になってしっかりと経営改善、利益が得られるように努力してまいりますので、一つご理解をさせていただきたいと、このように思います。

○川端啓子議長 白井部長。

○白井総務企画部長 私のほうから、再度、事業主体の問題、そしてまた発注主体の問題につきまして補足説明させていただきます。

まず、事業主体につきましては、先ほど指定管理者という形をお願いするという形になっております。これにつきましては、この施設の町が施主者となりまして、この施設の管理を指定管理者が行うのが本来の姿でございます。しかし、町の厳しい財政状況から指定管理者が事業主体となり、また、この施設の施主者となって設置することも可能であるということでございます。

その根拠といたしましては、現在、岬町と指定管理者のほうで結んでおります管理に関する基本協定、これ、平成20年5月に締結しておりますけれども、この14条に基づきまして、指定管理者の負担によりこの休憩施設が設置ができるという形で適用するものでございます。

その14条と申し上げますと、管理物件、海釣り公園ですね、これの管理物件の修繕、改修、改造等につきましては、指定管理者が実施する。ただし、定期的に周年で行う大規模な修繕等につきましては、岬町の費用と責任において実施するという形で規定しております。

そして、この指定管理者が管理物件の修繕等を行う場合につきましては、あらかじめ町の承認を得るものとするという規定がございます。

そして、最後に指定管理者が町の承認により修繕等を行っても、町に管理物件の買い取りや返還などの請求権を行使することができないという形で規定されておまして、これに基づきまし

て所有権等につきましても、当然岬町に移管するものという形で、このような協定が結ばれておることを根拠といたしまして今回の事業についての事業主体なり、発注主体並びに所有権等についてはこの協定に基づきまして適用して実施する予定でございます。

○川端啓子議長 田島議員の質疑が終わりました。

他に質疑ございませんか。

道工議員。

○道工晴久議員 先ほど、田島議員のほうからる海釣り公園につきましてご質問いただきました。

私も岬町の観光産業の振興に大きな貢献をしていただいている、管理者のほうも本当に頑張っ
て意欲的にやっ
ていただいていることについては本当に敬意を表しております。

今回も経営改善で利用者の満足度を図るためにと
いうことでドーム型の休憩所的なものを工事
するということ
でございます。

私の思いますのは、町がこうして予算化をして出すということは、先ほど白井部長もおっしゃ
って
いましたように、やはりすべて町でやるべきやと。指定管理者に2,000万円ものお金を出さすのは私はいか
がな
ものかなと、必要なものであれば当然町でやるべきことであって、後々の問題、町に帰属さ
すとか云々
言っていますけれども、それはなかなか難しい問題です。後、尾を引くものも出てくると
思います。ですから、これはやはり町でやっ
ていく必要があるんではないかな。特に、大規模の修繕、改修については町でやるんやという協定を結
んで
いる。私は、これは小規模ではないと思います。5,000万円もの金をかけることが小規模の改修につ
なが
らないと思いますから、これは私は町でやっ
ていただきたい。

いずれ、先ほど町長がおっしゃって
いましたように、年間500万円プラス200万円の基金の積み立てとしてな
っていくわけ
ですから、いわば先行投資やと私は考えています。その辺のお考えをお聞きしたいのと、あと、道の駅について私も議会があるごとに道の駅の話をしておりま
す
けれども、やはり今の道の駅では本当に道の駅とはい
え
ません。もうちょっと駐車場の拡充もし、売店コーナーの拡張も、これはやっ
ぱりやっ
ていくべきやと。今般、増設するドームの中でやるということですが、駐車場の問題も当然、多くの人が来れば来るほど駐車場の問題が出てま
い
ります。

過日の説明では、たくさん人が来るから車が道にあふれて交通整理をせないかんと。だから、ガードマンとかいろいろ人件費がかさむんだというご説明もございました。そういうことのないように、やはり駐車場をもっと広くとって、待っている車もすべて入れるように町としても最適にやっ
てい
ってほしい。そういう思いでございます。

その2点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 道工議員の、本来、町でやるべきであるかということでございます。

我々も町の財政が豊かであれば、当然、観光施設は重点項目、拠点となるものでございますので、町でやるべきだと考えておりますが、現在、先ほども言いましたけれども、行財政改革推進ということで、財政上、非常に厳しい状況に追い込まれておりますので、基金を使いまして、今回の休憩施設を設置するという考えに至りました。

また、道の駅の駐車場の件でございますけれども、確かに、前も一般質問がございましたように、駐車場が狭いということで質問がございました。指定管理者のほうでも、周辺の用地を借りて、そこを新たに駐車場として整備を、小規模ではございますが、やっております。

今、ご指摘の問題は大規模な改修ではございます。用地的な制約、ご承知のようにございます。したがって、例えば二段階の駐車場にするとすると、また大変な費用もかかります。この辺については、指定管理者も何とかしてもらえないか要望がございしますが、今回については休憩施設を重点的に整備していくということでございます。

そういう意味で、今後、今言います駐車場施設については、また懸案事項ということで協議しながら進めていきたいと思っております。

○川端啓子議長 道工議員。

○道晴久議員 町財政も逼迫していることは十分わかっています。しかし、私はやり方の問題やと思います。また、意気込みの問題やと思います。

財政上大変厳しいというのであれば、できれば、私は指定管理者のほうから2,000万円のお金を町のほうに指定寄附をしていただく。そうして、町ですべてやる。こういう形をとれないのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 先ほどの、担当部長の説明のとおりでございますが、まず、町でできないのかということなんですけれども、これには田島議員からもご指摘あったように、当初、一般会計の財源を繰り入れないと、投入しないというようないきさつがあって、できるだけ基金の範囲内で行っていかうということで考えてまいりました。

現在、基金は2,500万円プラス500万円が入る見込みでございますので、3,000万円をこれに充てていく予定です。

指定管理者に対して2,000万円を負担いただくということは、道工議員のおっしゃるよう

に、本来大型改修については町がすべきものであるということは重々理解をいたしておりますけれども、差し当たって急を要するこの問題等については、指定管理者にも一つ一緒に汗をかいていただいて、先ほど町のほうに指定寄附してもらってはどうかというご意見がございましたけれども、指定管理者のご意見をお聞きしますと、やはり2,000万円というのは一括でなかなかできないということで、やっぱり年次計画を立ててこの費用の捻出を図っていくというお話もお聞きいたしておりますので、町のほうに指定寄附を寄附金として受けることは難しいことであると、このように思っております。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 町長のご答弁で、大筋は万やむを得ないかなと思いますけれども、やはり指定管理者が運営のしやすいやり方というものをぜひとも取って行っていただきたい。その中で、当然、岬町の責任でもって施設の管理をやっぱり、任せきりじゃなしにやっていくということも添えておきたいと思います。

あれだけの多くの方が利用していただいている、本当に観光スポットになっております。当初、2万人来れば採算取れます、こういうことを聞かせていただきました。5万人超え、6万人という形で、本当に2倍も3倍も来ていただく。もちろん多ければ多いなりの費用も要ってくることも十分理解しております。

何遍も申し上げますけれども、やはり、うまく運営できるようにやって行っていただきたい。これは、岬町が金がないということではなしに、本当に必要なものであれば、私は2,000万円の金を町が投下する必要もあると思います。

どこへ行っても、町が金ないから金ないからということで門前払いということでは私はいかんと思います。必要なものは必要やという形で、やはり議会にもかけていただければ、それなりの皆さん理解も持っていただけると思いますので、その点だけ要望して終わります。

○川端啓子議長 道工議員の質疑が終わりました。

他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 多岐にわたる質問をさせていただきます。

まず1点目に、顧問弁護士委託料について確認をさせていただきたいと思います。前回の訴訟のときに、かなり入念に資料の作成をされて、先にお聞きしたかのような判決を得たというところだと思いますが、今回、前回以上にさらに進んだ資料の作成を予定していて、そのことも含めた委託料ということになっているのか、その点を1点確認しておきたいと思います。

それから、海釣り公園の整備事業補助金についてお聞かせをいただきたいと思います。この件については、先日1月25日の事業委員会協議会において海釣り公園の経営状況の報告がありまして、先ほどから説明いただいているとおり、開園当時の黒字体質から徐々に赤字体質に移行する傾向があるということが説明されたところでもあります。オープンをした2007年とその翌年は黒字になっているということでしたが、3年目の2009年に赤字に転じて、2010年にはわずかながらも黒字となり、今年度においても黒字となる見通しが示されたところでもあります。

このことから考えますと、赤字体質というふうに委員会協議会では説明をいただきましたが、そういったところまで言えるのかどうかと。一たんは赤字になっていますけれども、その後、徐々にとはいえ黒字を回復しているというところを資料から確認するものでありまして、赤字体質とまで言えるのかどうかについて素朴な疑問を感じるものであります。過去5年間のうち、1年のみの赤字ということでもありますので、赤字体質というふうに見るのはなぜか、この考え方についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、2点目に、建設当時の説明との矛盾をどう釈明するのかということをお聞かせいただきたいと思います。

この海釣り公園建設の計画のときに、私自身は建設の経過に見過ごせない問題点があり、採算性についても希望的観測の域を出ないというふうに判断をいたしまして、建設に反対の立場を取りました。

建設の計画時、年間2万人の来園者があれば採算が取れるとの説明があったかと思いますが、先ほど、町長のほうからもそういう説明があったのに、なぜ今に至っているのかという疑問を感じるのには不思議でないというようなお話もあったところではありますが、こういった説明が建設時され、その後も実際には2万人を大きく上回る来園者があったことが確認をされているにもかかわらず、財政状況についててこ入れをしないといけないという状況が発生していることについて納得のいく説明をいただきたいというのが大きな2点目の質問の趣旨であります。

1月25日の事業委員会協議会において確認された来園者につきましては、2007年度開園した年度でありますので、年度途中、10月からだったかと思いますが、その年度においては2万2,067人、翌年度の2008年度においては6万1,854人、2009年度は6万2,342人、2010年度は5万6,230人、本年度の予定というか見込みとしては5万5,490人という多くの来園者を迎えると、計画も含めてそういった報告がなされております。

建設の当時に採算ラインと説明を受けていた2万人という数を2倍も3倍も上回る来園者が確認されているのに、なぜ赤字になったのかということについて、私自身は納得できる資料もいた

だけではないと考えているものですし、それに基づく説明をいただいていると考えているもの
であります。改めて、このことに対する説明をいただきたいと思ひます。それが大きな2点目
あります。

3点目ですが、今回の予算計上については、先ほど説明のあったとおり、棧橋の上に休憩施設
を中心としたドーム状の施設を建設するという計画で、総事業費は5,000万円に対して、基
金から3,000万円を繰り出すということであります。基金を3,000万円取り崩すとな
ると、基金の残高がほとんどなくなるという状況になるかと思ひますが、今後の大規模修繕など施
設の維持にかかる経費が捻出できるのか不安視されるところであります。

説明を受けている範囲によりますと、大きな維持費が必要になるものとしては4種類あるかの
ようにお聞きをしております。一つは棧橋の塗装、重防食というものらしいですけれども、これ
が15年ごとに必要であると。二つ目は、同じく棧橋の塗装で、亜鉛メッキ、これは30年ごと
に必要になる。3点目は棧橋の電気防食というもので、50年ごとの手当が必要であると。それ
から、4点目に、海釣り公園施設の大規模修繕が15年ごとに必要になってくると、この4種類
あるかのようにこれまで説明を聞いておりますけれども、それぞれにかかる費用をこの場でお示
しいただきたいと思ひます。

4点目に、先日の1月25日の事業委員会協議会において説明を資料に基づいていただきまし
たけれども、その資料からさらに詳細な資料を求めたものでありまして、私の求めに応じてご提
出をいただいた資料がありますので、これは議員として私しか手元にないものかと思ひんですけ
れども、その資料に基づいてさらに質問をさせていただきます。

これまで管理者がかなりさまざまな努力をして集客、また集客がふえることに対応するための
投資をされてきたと、そういった努力は認めるものであります。しかしながら、その中身につい
ての詳細が現時点では確認できないところでありますので、その事業の詳細について少しお聞か
せをいただきたいと思ひます。

まず、看板の設置についてですが、2009年度に大きな投資がなされているようであります。
2007年度は約67万円、2008年度は約45万円、それが2009年度に至っては160
万円と非常に大きな金額が示されているところであります。これはどういった理由があつて、ど
こにどんなものを設置されたのか確認をしたいと思ひます。

それから、活魚販売施設の設置についても確認をしたいと思ひます。2008年には20万円
の設置に係る費用を要したようであります。翌年の2009年には、前年度20万円だったもの
が148万円と大きく膨らんでおります。この設置については、確か議会に一定の説明はいただ

いていたかと思えますけれども、設置をされた後、これだけの多額の費用を要して設置されたわけですから、その効果がいかばかりであったか確認をさせていただきたいと思えます。

水洗便所の設置についても、2008年、2009年と設置と修繕について費用がかかったようではありますが、どこに設置されて、どういったものであったか、また、その必要性についてお示しをいただきたいと思えます。

稚魚の放流については、25日の委員会協議会のときの資料では、11回という数が示されておりましたが、再度お調べいただいたら12回であったということも確認をいたしました。その金額において2008年度には約235万円であったものが2009年度においては496万円と多額に上っている、このことについての事業の必要性や、また実態についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

さらに、警備員等の増員が必要となったという説明もお聞きしております。これは来園者がふえるに伴って必要な手当であったかと思えますけれども、実態がどのようになっていたのか、また、実際のスタッフの方の運用としてはどのようになされていたのか、そのあたりについてもお聞かせをいただきたいところでもあります。

細かい点でありますけれども、委員会付託がなされないということで、こういった細かい点についてもこの場で確認をさせていただきたいと思えます。

それから、最後に、先ほど町長が答弁の中で、基金の積み立てについて、今後の基金の積み立てのことですけれども、そのことについて、500万円プラス200万円とおっしゃったかと思えますけれども、500万円というのは、ここ数年管理者のほうから施設整備負担金として基金に積み立てるために納付をいただいていた金額、これが推移するというものであるかと思えますが、200万円とおっしゃったその中身がわかりませんので、その点をお聞きしておきたいと思えます。

といいますのは、私が担当部局から聞き取りをする範囲によりますと、500万円は先ほど申し上げたとおりの金額であります。200万円という数字はきょう私初めてこの場で、先ほどの町長の答弁でお聞きしたところでありまして、利用料金の10%を500万円に上乗せをして納入いただくというふう聞いておりまして、この2種類をすべて基金に積み立てるというふう担当部局からお聞きをしていたところでもありますので、その私の聞き取りの内容と相違点がありますので、どちらが正解であるのか確認をしておきたいと思えます。

○川端啓子議長 中原議員の質問に対して、白井部長。

○白井総務企画部長 それでは、ご質問いただきました1点目の訴訟にかかわります経費の問題、

弁護士委託料の内容等につきましてご説明させていただきます。

まず、弁護士委託料につきましては、今回、岬町といたしましては高裁の判決内容を踏まえまして、積極的な対応である最高裁への上告を行わない予定という形で方針を決めておりましたが、先ほどご説明上げましたとおり、南海電鉄のほうから上告の手続を行う旨の申出がありましたので、この上告手続に附帯いたしまして、高裁判決について、本町にとって有利となるような変更を求める附帯上告を行うと、それに必要な経費を今回計上させていただきました。

そうしました附帯上告の内容でございますけれども、これにつきましてはゴルフ場の評価につきましてにはほぼ岬町の主張に沿った判決内容でございましたが、遊園地等につきましては、まだ一部しか認められておりませんので、この遊園地等の評価についての岬町が有利になるような評価方法等につきまして最高裁について町のほうも主張を訴えてまいりたいと考えております。

その経費でございまして、これにかかる103万5,000円の内訳でございまして、着手金等につきましては、弁護士の着手金は73万5,000円を予定しております。そして、残りの30万円につきましては、附帯上告に張りつけます印紙代とか、そしてまた郵送の切手代等でございます。そういうのがございまして、それらを今後、経費を使いまして町の主張を最高裁に訴えてまいりたいと考えております。

最高裁等につきましては、まず事実審が主に審査されるものでございませぬので、あくまでも法律等が憲法等に違反していないのか、そういう形の法律の解釈の関係が主な判断材料となりますので、今後、岬町が附帯上告を行う上で主張する遊園地の、岬町にとって有利な内容を法的に整理し、弁護士とも協議した上で行いたいと考えておまして、従前行いました大阪地裁、大阪高裁での主張とは異なる、また、法律的な面から見た内容の主張を行う予定でございませぬので、今後、弁護士等、また大阪府等の助言を受けまして適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 中原議員ご質問の、今回の小島とつとパークの経営の状況ということで説明させていただきます。

経営分析についてはいろんな手法が用いられておりますが、議員がご指摘の件につきましては、平成21年度が最終的な純利益額において赤字であると。それ以降については、平成22年、平成23年については黒字であると。

それにもかかわらず、なぜ赤字体質であるかというご質問ではございますが、経営分析の手法の中には、売上高、営業利益率というような経営分析指標がございませぬ。といいますのは、営業

利益を売上高割るということです。これの指標によりますと、本業における企業活動における収益性が判断されるということでございます。

この指数を調べますと、売上高経常利益率が平成21年度についてはマイナス6.5、平成22年度はマイナス5.3、平成23年度見込みにおきましてはマイナス1.6というような形でマイナス傾向になっております。

したがって、本業における今回のチケットの売り上げとか、あと、全体的な話になりますと物販の売り上げ、そういうもので赤字部分になる分をカバーしているという状況であります。今回の体質改善につきましては、お客さんの来場プラス物販の販売、これを現在、1人当たり平均しますと630円程度で推移しているものを1,000円ぐらいの売り上げになるよう。また、実際施設の中には軽食なども将来的には販売できるような形で経営改善を図ってきたいということでございます。

あと、資料の中で積み立ての必要性というのは、金額については担当課長のほうから説明させていただきますけれども、結局、当初のシミュレーションの中には年次計画を立てて潮風に当たる部分の防食等にかかる必要性を吟味しまして、年次計画によって経費を積み立てるということを考えておりました。

当初は500万円ずつ毎年積み立てればずっとそれで維持経費が賄えるという計画でございました。そのうち、今回は一たん2,500万円あった部分、今年度末に入る3,000万円を取り崩すことによって残高が少しになってしまいます。したがって、今後、発生する維持管理にかかる費用を捻出するために基金としての500万円、また町に納入予定の売り上げにかかる10%の収入のうち、シミュレーションで必要となる200万円をプラスして、合計700万円の積み立てをこれから行うことによりまして、今後、発生する維持管理に充てる予定をしております。

それと、指定管理者がサービス向上のために年度別の金額ということで中原議員のほうで資料提供を求められておりましたので、我々のほうで年度別の資料を提出しております。その中で、詳しい内容については今のところ手持ちの資料がございませんけれども、例えば必要性、稚魚の放流について我々聞いているのは、平成19年、平成20年と来場者が非常にふえた。釣果もかなり上がってきているということがございましたが、平成21年度につきましては、先ほど言いましたように平成20年度の倍の額を、たくさんのお客が来るということで、そのお客さんに釣りのだご味を味わっていただくためにも必要だと考えて倍の金額の稚魚放流を行ったと聞いております。

○川端啓子議長 河合課長。

○河合産業振興課長 私のほうから、大規模な維持管理について回答させていただきます。

まず、塗装には2種類ありまして、重防食塗装という塗装法が用いられております。これは、釣りデッキの上部、いわゆる展望デッキの部分でありまして、一般の塗装よりさびにくい塗装が行われます。この部分についてはおおむね15年ごとに実施し、1回の塗装経費としては約2,000万円であります。

続きまして、連絡橋、交流センターから府道をまたいで展望デッキに向かう箇所でございますが、この箇所については亜鉛メッキを施す塗装であり、30年ごとに塗装を実施し、1回の塗装経費として約8,000万円でございます。

海面部につきましては、電気防食という特殊なさび防止対策を施しており、これにつきましては50年ごとに実施し、1回の経費として約8,000万円の経費を試算しております。

そのほか、交流センターなどに係る大規模修繕については15年ごとを考え、1回の経費が約1,500万円を試算しております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 先ほど、1点目のご答弁でありますけれども、私は経営者というのをやったことがありませんので、先ほどの説明はちょっとというか、到底理解できない話なんです。

ただ、勉強させていただいて理解はしたいというふうに思うものでありますけれども、特殊な利益率の計算方法というか、何を指標にするかということだと思っておりますけれども、ある方法によるとマイナスになっているという説明であったかと思えます。

ただ、マイナスの数値についても徐々に向上してきているのかなという印象を受けますので、これは恐らくマイナスの数値が大きければ大きいほど深刻だという意味の数値だと思っておりますけれども、先ほどマイナス6.5、マイナス5.3、マイナス1.6ということでありまして、徐々に回復傾向にあるというふうな判断かと思えますので、私がお聞きした赤字体質に移行する傾向が継続しているというふうには私は受けとめられないんですね。その点では、私は町の説明には疑問を感じたままという状況であるということは申し上げておきたいと思えます。

それから、2点目にお答えいただいた今後700万円の積み立てということを改めておっしゃられましたが、それをこの場で確認しておきたいと思うんですが、基本となる500万円プラス200万円を毎年積み立てていただくということであるのか、私がこれまで聞いてきた説明とは違いますので、再度確認をしたいと思えます。

それにあわせてお聞きしますが、現在の決まりとしては、500万円は施設の維持管理のため

の基金に積み立てると、それにプラスして利用料金の10%ということが現在の事業者との約束事であるというふうに聞いておりますので、その協定とは違う内容になるかなと思うんですね。そのあたりの運用はどのようになさるのか、金額で決めてしまうということであれば再度協定書をつくり直すということになるのか、協定書はそのままで柔軟な運用をなさるということであるのか、そのあたりについて、取り決めをどうするのかも含めて2点目についてはさらにお聞きをしておきたいと思います。

それから、事業者が集客に向けて、また集客に応じて行ってきた努力に対する詳細な説明を求めたところではありますが、詳しい資料をお持ちでないということで、稚魚の放流についてのみお答えをいただいたところでもあります。

本来であれば、やはり予算を執行するということになりますと、私ども議員、また議会としては内容をつまびらかにしていただいて、その内容について詳細な説明をいただき、納得をした上で執行に対しての判断をするというのが当然の立場でありますけれども、先ほどの説明ではとてもその段階にも至らないということを指摘せざるを得ないと思います。審議が不十分であるということは改めてこの場で申し上げるよりほかないと思います。

それから、質問をもう1点しておきたいと思いますが、先ほど来、他の議員からも質問のあった事業者の経営状況の把握について再度確認をしたいと思います。この経営状況の把握については、毎年度行っておられたのかどうか、この点を確認したいと思います。よろしく願います。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 積立金のご質問をまずお答えさせていただきます。

現在の協定の内容につきましては、毎年度500万円を基金として積み立てる。それと、あと入場料について10%を町に入れるということになっております。

先ほど、一たん基金が減ってしまいますので、今後の維持修繕に充てるためにシミュレーションをしますと、今から700万円ずつ積み立てていくことによって、その維持経費が賄えるという試算になっております。

したがって、現在、先ほども町長の説明がありましたように、少し赤字化傾向は減っておりますけれども、現在、すぐに指定管理者のほうで2,000万円という金額を今回は負担して、これを設置する経緯も踏まえますと、すぐ基金を指定管理者に対して500万円から700万円に上げるというのは非常に負担が大きいと考えております。

したがって、町に納入される使用料の10%の金額を今現在協定で結んでいる500万円

にプラス200万円することによって、積立基金額は毎年700万円に上げると。一応、そのような考えをしております。

それと、2点目のエントランスの立て看板等の設置等について、管理者のほうからトータル金額、また立て看板についてはもともとエントランス自身が土砂運搬用のトンネルであって、にぎわい感に欠けることから、とっとパークの立体看板を設置、また公園の入り口部とか町内要所に案内看板を設置したということで、製作金額は我々も把握しています。それと、質問がございましたので、指定管理者について年度別の金額を示すような形で提示を受け、資料作成させていただきました。

しかしながら、我々も、例えばどんな形のものと議会で説明のできるような形で写真等準備しておりませんので、それは後日提出させていただきたいと思います。それと、活魚につきましては、入り口部分に水槽並びに冷蔵庫を設置し、ショーケース等も設置することによる費用が町のほうには報告されております。その年度区分についてはお示ししたような状況なんですが、また、実物の写真等を今後準備しておきたいと思います。

それと、3点目につきましては、決算報告を毎年受けているかということでございます。これは、月々については入場者数、また販売の費用、またかかった人件費の報告を月々受けて、年度末には会計士が作成した決算分析表というんですか、決算報告書、貸借対照表なり損益計算書の提出を受けております。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 補足説明させていただきます。

先ほど中原議員からいろいろ手持ちの資料でご質問があったと思いますけれども、経営の中身については、その都度、指定管理者と担当者がどこでどうなったのか、もし赤字が出た場合はどうするのかということについて、私も交えて、赤字の場合についてはどこに原因があるのかということ、その年度年度で2度話し合いながら、きっちりやらせていただいております。

ただ、看板とか、色々な今までに要した経費についての質問がございましたけれども、ここでご理解をしていただきたいのは、例えば稚魚放流などは、普通一般の素人ではできないですね。やはり専門の、指定管理者の方が漁業組合長ということもあり、漁業組合員さんをお願いして稚魚放流をやっておられるということとか、海底の清掃作業も、やはり釣り針とか糸がかなりあります。

私もたまにのぞきに行きまして、管理者と色々な話をさせていただいて、どこにどういった問題があるのかということも確認いたしております。その中で、海底清掃作業は大変な仕事である

と、このように思っていますし、それから、地域の方が皆出て、草刈りとか、そういった作業も、昨年も猛暑の中やっていたら、それを実際私はこの目で見ておりますが、そういった作業でも地域貢献をさせていただいているということもご理解していただきたい。

さらには、警備員とか増員の問題ですが、これはこの施設を建設すれば、恐らく解消できるのではないかなと思います。管理者がみずから別に駐車場も借りておられますし、そういったことも解消できるというふうに考えております。

そういった中で、先ほどからご指摘のとおり、本来、この事業は大規模改修でございますので、町が本来行う事業でございます。しかし、残念ながら基金がまだそこまでなく、5,000万円に到達しておりませんので、当面、町が出せる範囲内で指定管理者とお互いに協力をして今後町が補助金という形で頑張ってもらえるかというお願いをしながらの今回の施設の改修でありますので、その点をご理解をさせていただきたいなと、このように思っております。

看板等についても、ご存じのとおり道路の、小島の海釣り施設の下をくぐるわけです。あの横断幕でさえ垂れ下がっていましたので、何とかならないのかと私も思っておりまして、速やかに横断幕を手入れしておられた。それは、相当なお金がかかっているというふうに私も理解していますが、あの道の駅の横断幕の状況からも常に管理体制をきちっとしていただいているということもご理解をさせていただきたい。

それから、看板の問題ですが、私は指定管理者とも話をさせていただきました。私も孫を連れて一度行ったことがあるのですが、孫がうれしくあの栈橋を走り回るんです。もし誤ったら海へ落ちてしまうような状況の中で、救命胴衣を着けてくださいとか、ロープを張るとか、いろんな形で、それ専門の人が一人必要になるぐらい、親子連れの釣り客については神経を使っているという状況であり、そんな中で安全対策も十分にやっておられると、そういったための看板等の、抑止力そういったことで努力をなさっておられるということについても私は一定の理解をしております。

ただ、経営の中身について、先ほど担当の方から説明がありましたけれども、赤字体質になっているのではないかとというのは、釣り人口に対して釣り客が来た、それに対しての売り上げは幾らかということでは年々減少ぎみになってきているのではないかと。それ以外に物販を売っている、そういう営業外のものの収益によって辛うじて黒字に今なっている。そういった中で、お客さんを逃がさないために休憩ドームをつくって、そこで休憩をしてもらい、そしてお土産も売れば、お客さんを満員のために断って帰さなくて済むと、そういったこともお聞きいたしておりますので、そういったことも含めて今回の大改修になったということをご理解してい

ただきたいと、このように思います。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ちょっと一つよくわからないことがあるので、再度ご説明をいただきたいのですが、700万円の積み立ての説明をもう一回してもらってもいいでしょうか。

それで、町長のほうから事業者の苦労と努力についてさまざまな角度から今語られたところがあります。私も通りかかったときなどに、新しい看板を、それもよく目立つような工夫のされたものなどを確認させていただいたりしながら、特殊な施設でもありますので、特段の努力が払われていると。そのことによって維持できているということは認めるものでありますけれども、町長、先ほどもおっしゃっていた、1年ぐらい前から少し経営状況については心配な状況を見つけておられて、1年かけていろいろなご相談をなさってきたということもおっしゃられましたし、今、先ほど答弁いただいた経営の中身については、その都度報告も受け、相談もしながら進めていると、その場に町長ももちろん同席しているということでありましたけれども、私ども議会に、その中身を随時ご報告いただいていたかということ、それは極めて不十分だったと言わざるを得ないと思うんですね。

この問題について公式にお聞きしたのは、私の記憶するところでありまして、昨年の12月議会の最終日であったかと思えます。その後、もう急転直下という印象を受けておりまして、その短い期間に私は、以前求めていた資料でまだいただいているものもある状況の中で十分な審議はしかねると、苦しいところであるということ率直に申し上げなければならないと思えます。

事業者の努力も、また経営状況に対して町もかかわってさまざまな相談もし、検討も加え努力してこられたということは、先ほどの町長の説明の中でも一定の理解はするものでありますけれども、そのことについて、町が議会に対して十分な説明を行ってきたかということについて不十分であったということ指摘せざるを得ないと思えます。

町長から何か言いたいことがあったら言ってください。町長から説明を、その1点だけ、最後お答えをいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 説明は同じなんですけれども、基本協定の中では500万円、毎年基金として積み立てる。そして、釣り客入場者の利益10%を町のほうに入金するという約束事があります。

大体、年間1,000万円近い金額が指定管理者から入金されることになります。大体入場料で400万円から500万円ぐらい入りますので、1,000万円ぐらい入っています。その500万円は基金として積み立てております。あとの400万円ないし500万円は、大ざっぱで

悪いのですが、そのときどきの波がありますので、そのうちの400万円ないし500万円のうちから200万円を基金にもう一度積み上げる。つまり、5%になるのか、その辺の数字はまだ定かでないのですが、とりあえず200万円積み上げて700万円にすると。

でなければ、先ほど担当が説明しましたとおり、何年にどのメンテナンスをしようかこの年にはこれをしようという計画を立ててありますので、一気にここで基金を3,000万円取り崩しても追いつかないので、700万円ずつ積んでいくとちょうどシミュレーションどおりそこへ追いついて、そのメンテナンスができるということで、200万円を積み上げる、管理者も大変でしょうけれども、700万円を積み上げさせていただくということで、一般財源に入っている400万円ないし500万円が200万円減ることになるわけですがけれども、今後、経営改善に向けて管理者の方からそれ相応の利益が上がった場合には、そこでまた応分の相談をしましょうというお話を今進めておりますので、そのことから700万円を積み上げるということでございます。

それから、内容の報告がなかったということにつきましては、これは決算時期ごと、年度ごとに議会の皆さんにご報告するというのが当然であったかなと、このように思っております。これにつきましては私のほうから、そういう報告漏れについておわび申し上げます。

しかし、中には、昨年、一昨年、赤字のときには議会に対して十分お話を私させていただき、赤字をお互いにどういうふうにするのかということ、応分の負担の赤字を持つか、それとも四分六にするのかというようなお話は議会のほうに十分そのときに経営状態も含めて説明させていただいた経緯があると、思っております。

ただ、年次におけるところの収支決算、報告、そういったものがなかったことについてはおわび申し上げたいと思います。

○中原 晶議員 議長、済みません。さっきした質問の答弁いただいていないのが1点あるんですけど。

○川端啓子議長 それはどれですか。

○中原 晶議員 先ほど、町長が700万円の積み立てについてはご説明をいただいてよくわかりました。

協定の扱いをどうするんかということとその前に聞いていて、そのこともあわせてご説明いただくのかなと思ったんですけど、協定書の扱いはどうするんですか。

○川端啓子議長 白井部長。

○白井総務企画部長 基金の積立金並びに利用料金の10%の規定につきましては、平成20年に締結いたしました基本協定書、この中に町の納付金といたしまして500万円プラス利用料金の

10%という形で規定しております。ですので、基本協定については変更を予定しておりません。

ただ、その具体的な取り扱いにつきましては、年度ごとの契約書を結んでおりますので、その中で、今、町長が申しあげました500万円を700万円にすると、そのような取り扱いについては具体的な年度ごとの契約書の中で変更する、規定したいと考えております。

○川端啓子議長 中原議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

中原議員、何ですか。

○中原 晶議員 ちょっと議事進行にかかわって、休憩をとっていただいでご相談したいとことがあるんですけど。

○川端啓子議長 休憩動議ですか。

○中原 晶議員 はい。

○川端啓子議長 中原議員から、議事進行に従っての休憩動議が出されておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、暫時休憩することに決定いたしました。

(午前12時17分 休憩)

(午前12時21分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中原議員、動議ですか。

○中原 晶議員 動議を提案したいと思います。

先ほど来、私も多岐にわたって質問させていただきましたが、その質問に対してすべて納得がいったとは言えない状況でもありますし、まだ請求している資料のうちでご提出いただいでいない資料もあるところでありまして、この問題については徹底した審議が尽くされたとは言えないと私は判断するものであります。

ですので、この場で継続審査を求めたいと思いますが、賛同者が取りつけられておりませんので、ご賛同いただく方がおられましたら、ぜひともご協力をいただきたいと動議を提出するものであります。

○川端啓子議長 ただいま中原議員から、議案第1号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」を継続審査することの動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者が必要です。

この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 提案者を含めて賛成される方がもう1人必要です。

中原議員、申しわけないですが、ほかにどなたも手を挙げてくださいませんので、この動議は成立しません。

では、次に進めたいと思います。

質疑はもう終わっておりますので、これより討論に入ります。

討論、ございませんか。まず、反対討論から。

中原議員。

○中原 晶議員 二つの事柄が今回の第4次一般会計補正予算の内容でありますけれども、1点目の訴訟については町としてさらなる努力をお図りいただくように要望するというにとどまるんですけれども、もう1点の海釣り公園の整備事業補助金につきましては、この計上は先ほど来申し上げているとおり徹底審議がなされていないというふうに考えるものでありまして、執行するにもしないにもその判断をしかねるというのが私の現状の立場であります。

もちろん、できた経緯で言いますと、私も賛同しかねる部分もありましたけれども、事実上、公の施設として建設したわけでありますから、やはり経営的にも健全なものが維持されることが当然望ましい、そのことを多くの住民の皆さんが望んでおられるということも当然でありますので、その方向で事業者も努力しておられることも認めるものでありますし、議会としてもそれを支えるという立場は当然のものと考えておりますが、現時点においては判断を下すに足る状況ではないという立場から賛同しかねるというものであります。

○川端啓子議長 中原議員の反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

田島議員。

○田島乾正議員 私は、本日のこの慎重審議で十分審議が尽くされたと、個人的に解しております。なぜかと言いますと、総務費の部分におかれましては、やはり長年、地裁から始まって高裁、この部分について鋭意、担当職員、町長を筆頭に審判を受けるために鋭意努力されたと、この評価は大変大きいものでございます。当事者であるけれども、実際起こした方ではないのに、本当に

よく予算を執行されたんですけれども、いいところまで五分五分痛み分けのところまで司法の判断を仰いだということは大変勇気ある行為であって、これは私は当然評価をすべきで、また、今後、最高裁まで鋭意努力してもらわないといかんということになりますと、当然、この弁護士費用云々の予算執行は当然行政マンとしてやっていただくことに何の異議もございません。ということで、この総務費についても賛成する立場でございます。

また、後の海釣り公園等についても、最初の私の危惧するところがあったんですけれども、やはり、これも前任者が事業化した部分、また現町長がそれを引き継いで大変ご苦労されている部分を考えますと、やはり、せっかく地域振興のために海釣り公園を設置された経緯から見て、当然これはつぶすべきでございません。

やはり、これは岬町の発展のために、地域振興をやはり成功させるためにはいろいろ予算面でもご苦労がありますけれども、当然、今後この事業の努力、やはり汗をかいていく姿を一応眺めたいと思いますので、今般、賛成の意見として申し上げておきます。

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論ありませんね。

では、これで討論を終わりたいと思います。

これより、議案第1号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 動議を提出したいんですけれども、よろしいですか。

○川端啓子議長 鍛冶議員から附帶動議が出されておりますので、資料をお配りください。

(資料配付)

○川端啓子議長 ただいま可決しました議案第1号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」に対し、鍛冶末雄さんほか10名から附帯決議案が提出されております。

提出者から趣旨説明を求めます。

○鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議案第1号「平成23年度岬町一般会計補

正予算（第4次）の件に対する附帯決議」を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

提出者 岬町議会議員 鍛冶末雄。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 辻下 正純
同 道工 晴久
同 和田 勝弘
同 田島 乾正
同 反保多喜男
同 竹内 邦博
同 小川日出夫
同 奥野 学
同 竹原 伸晃
同 出口 実

以上です。

議案第1号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件に対する附帯決議について説明いたします。

裏面をごらんください。

本予算について、下記の内容で執行に際しては、善処されるよう強く要望する。

海釣り公園の経営計画の報告をいただき、指定管理者の日ごろの努力により、平成20年以降5万人以上集客され、今後、お客の利便性を考慮した施設を新設し、常に6万人以上集客目標として、あわせて岬町の活性化に連動することのご提案に賛同する次第であります。

しかし、岬町の試算による展開につき、今後、毎年3月末の決算を町へ公表していただき、報告あり次第、町長より議会へ報告していただく附帯条件といたします。

以上、決議する。

平成24年2月7日 大阪府泉南郡岬町議会。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 提案者に質問をさせていただきます。

質問の趣旨については同意しないわけではありませんが、決算の公開について確認をさせていただきたいと思います。

決算の公開を求める、このことについては議会として当然の姿というふうに考えますが、私はいろいろな場面で理事者に対していろいろな資料を求めてきておりますが、その中で、特にこういう財務状況によるものは非常に公開のハードルが高いという印象を受けております。

そのほかの、特に事業者が所有しているようなものについてはなかなか公開していただけないということがこれまで多々ありました。

今回、この附帯決議によって決算を町へ公表をしていただく、また、その後6月議会において町長から議会に報告をさせるということを求めるものでありますけれども、これは何らかの条例の制定ですとか、調査権の発動が必要なものではないのかなという疑問を持つところあります。

今現状の状態で決算の全面的な公開が担保されるのかどうか、この1点をお聞かせいただきたいと思います。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 いろいろと審議しました経過については、今まで1年に一度ということで、決まった報告がなかったんです。なかったものでいろいろときょうに至っているわけです。

ですから、決算の内容は町に報告していただいて、町長のほうからその辺のあれを丸めて議会へ報告していただくと。

そのときに、詳しい内容がわからなければ町長に質疑しながら、これはどうなっているんですかとか、いろいろ質問でやっていけば、1年ごとのことですから、財務状況というのか、赤字かどうか、そのほか年間の進行、町の財源が増に向かって頑張っているとか、その辺が把握できますので、年に一回、そういう機会を設けていただくということで附帯決議しました。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 これ、2回目の質問というふうにはしたくないんです。1回目の質問の答弁漏れというふうには私は思っているんですけど、現時点の状況において全面的な決算状況、経営状況の公開が担保されるのかどうか、この点について、端的にイエス、ノーでお答えいただければ結構です。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 それについては、状況を把握しておりませんが、そのために町に公表していただいて、議会へは丸めて報告していただくというようにしているわけです。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 状況を把握しておられないということですので、私は現状のままでは全面的な公開というのはハードルがあるというふうにとらえているものであります。

そうでなければ、これまで私の求めに応じてすべて理事者のほうからさまざまな資料の提供があつてしかるべきでありますので、これまでそれが阻まれていたことを振り返りますと、現状のままでは全面的な公開、特に損益計算書等の事業内容にかかわるようなものまですべて公開をしていただくということは担保されないのではないかなという疑念を深く持つものであります。

これにつきましては、提案者に対する質問はやめておきますけれども、この方向性としては、おっしゃっておられる全面公開という方向性については私、全く異議ございませんので、これについて、必要であれば条例の制定、また調査権の発動等も含めて議会全体でまた議論していけばいいかと思えます。

もう質問はやめておきます。

○川端啓子議長 では、他に質疑。

田島議員、賛同者として答えてくれはるんですね。

○田島乾正議員 今、提案者から提案理由を述べて、賛同者として補足説明したいと思います。

質問者はちょっと勘違いしていると思うんですね。この文章の中で、「しかし、岬町の試算による展開につき、今後、毎年3月末の決算を」ここの部分ですね、「決算を町へ公表していただき」そして「報告あり次第、町長より6月議会で報告していただく」附帯意見、これ決算の報告って書いていないんですよ、提案者はね。

ですから、町に対して決算を公表するのは事業者でしょう。そして、その事業者からの決算を町がいただき、そして、その決算を審議、町のほうとして、行政としてチェックして、そして、その内容、概略を報告あり次第町長より6月議会で報告していただくということを提案者、賛同者の考えで、何も決算丸ごと報告せえとは提案していません。そこを誤解せんといってくださいね。決算って書いてないでしょう。

町長より6月議会で報告していただく附帯条件ですので、決算って入れていませんので、決算どおり報告せえとは、今回、提案者は提案していませんので、その点ご理解願いたいと思います。そういうことです。

○川端啓子議長 ただいま、賛成者の田島議員からのご意見もございました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 中原議員はもう3回されたから。

では、もう質疑ないようですので、質疑を終わりたいと思います。

討論に入りたいと思います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

暫時休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 暫時休憩します。

(午後 0時40分 休憩)

(午後 0時50分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

附帯決議案提出の鍛冶議員から訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので、先ほど提出しました議案第1号 平成23年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件に対する附帯決議(案)の内容について、一部訂正させていただきます。

それでは、訂正しました附帯決議(案)を朗読いたします。

議案第1号 平成23年岬町一般会計補正予算(第4次)の件に対する附帯決議(案)

本予算について、下記の内容で執行に際しては善処されるよう強く要望する。

記

海釣り公園に関する経営状況等の報告を求める決議に対して海釣り公園の経営計画案の報告をいただき、指定管理者の日ごろの努力により、平成20年以降5万人以上集客され、今後、お客の利便性を考慮した施設を新設し、常に6万人以上集客を目標として、あわせて岬町の活性化に連動するご提案に賛同する次第です。

しかし、行政財産を適格に管理運営する必要があるため、今後、毎年3月末の決算を町へ公表

していただき、報告あり次第、町長より速やかに概要を報告していただく附帯条件といたします。

以上のように訂正いたします。

○川端啓子議長 ただいま文言について修正がございました。

次に進みたいと思います。

先ほど討論まで終わりましたので、採決に移りたいと思います。

進んでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。

よって、議案第1号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」に対する附帯決議案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成24年第1回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 0時54分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年2月7日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 和 田 勝 弘

議 員 辻 下 正 純